

町内会長 様
自治会長 様

広島市長 松井 一實
(環境局業務部業務第一課)

令和6年度ごみステーションの管理用具の貸与制度等の利用について（お知らせ）

平素から、本市の環境行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本市では、ごみ置き場のステーション化の推進や適正な維持管理の促進、道路上のごみボックスの改善などについて、地域主体で取組を進め、その取組を通じて良好な環境衛生の確保、環境美化の推進等を図ることを目的として、「ごみステーションの管理用具の貸与制度及びごみボックス購入等の補助金交付制度」を実施しています。

つきましては、地域でごみ置き場などの課題について話し合い、本制度の御利用を検討されている場合には、所管の環境事業所又は業務第一課へ御相談ください。

- 制度の概要につきましては同封のチラシを御覧ください。必要に応じて現地等を訪問のうえ、申請手続等について御説明いたします。また、配付用に同封したチラシが必要な場合は御相談ください。
- ごみステーションの管理用具の貸与及びボックス購入等の補助金交付には受付期間があります。詳しくは、4月に掲載予定の「ひろしま市民と市政」及び広島市ホームページを御覧ください。
- ごみステーションの管理用具やごみボックスを道路上に設置する場合は、占有許可等の手続が必要となります。（同封の「道路占有の手引」等を御覧ください。）
- 道路上の既存のごみボックスの改善についても、貸与・補助制度の対象となる場合がありますので御相談ください。
- 「ごみ収集枠の補修例」を同封しておりますので、ぜひご活用ください。
- 本制度の事業期間は令和7年3月までの予定です。

今後とも本市環境行政への御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

環境局業務部業務第一課 指導係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34
担当：濱田・笠岡
TEL (082)504-2220 FAX (082)504-2229
E-mail : gyomu1@city.hiroshima.lg.jp

道路占用の手引

(道路占用の許可基準)

○道路は、広く、正しく、きれいに使いましょう○

道路上にごみボックスを設置しようとする場合には、道路法の規定に基づき、道路管理者（広島市）の道路占用許可が必要です。道路占用許可を受けるためには、一定の許可基準に適合しなければいけません。（道路占用料は免除されます。）

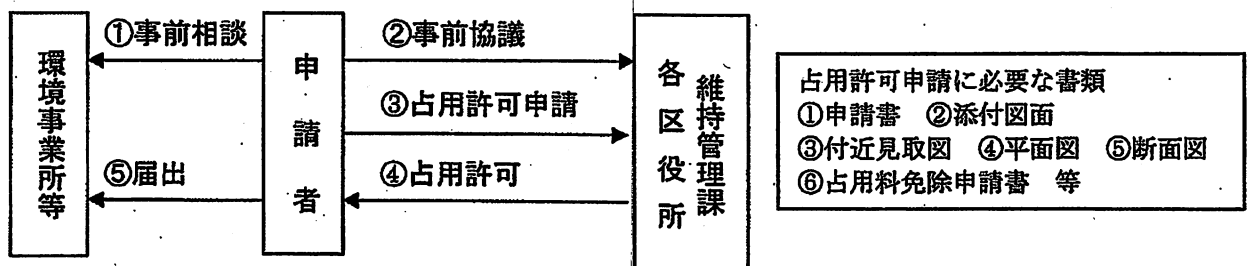
また、道路交通法の適用を受けるため、道路占用許可のほかに、別途、所轄警察署長の道路使用許可申請も必要です。

○ 占用許可の手続

ごみボックスを設置しようとする場合には、当該ごみボックスを設置しようとする箇所の隣接地の地権者や居住者の同意、環境事業所等のごみ収集機関その他への届出が必要です。また、道路占用許可申請をしようとする場合、設置する箇所が道路交通に著しい支障を及ぼすことがないか、一定の許可基準に適合しているかどうか、あらかじめ該当区の維持管理課にご相談ください。

事前協議に必要な書類

- ①ごみボックス設置の事前協議書
- ②位置図（住宅地図の写しにごみボックスの位置を表示したもの）
- ③設置仕様書（ごみボックスの図面等）
- ④現地の写真（設置状態が明瞭にわかるもの）



○ 占用許可申請者

ごみボックスを設置し、当該ごみボックスを的確にかつ継続的に管理することができ、町内会又は自治会等の団体の代表者（ごみボックス1基当たりの利用世帯数は、概ね10世帯以上を目安としますが、町内会又は自治会等に属していない世帯であっても、ごみボックスを的確にかつ継続的に管理することができ、かつ、地理的事情等によりやむを得ないと本市が認める場合はこの限りではありません。）

共同住宅の建設等の際、広島市と事前に協議し、当該建築物等の敷地内にごみの収集場を整備することとされている場合には、申請することができません。

○ ごみボックスの形状等

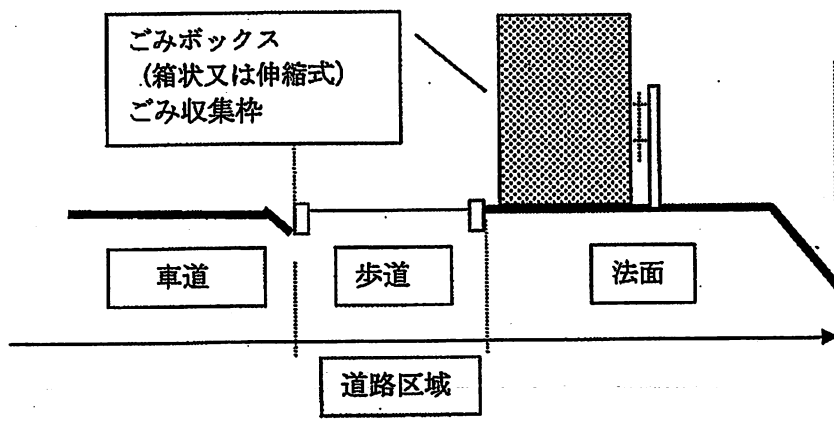
ごみボックスを設置する場合、風雨等により移動することがないように適切な方法で固定しなければなりませんが、容易に除去することができるものでなければいけません。（道路の構造や形状を変更してはいけません。）

また、ごみボックスの形状及び色彩は、周囲の良好な景観を損なうもの又は不快感を与えるようなもの、刺激的な色彩であってははいけません。

○ 占用することができる箇所

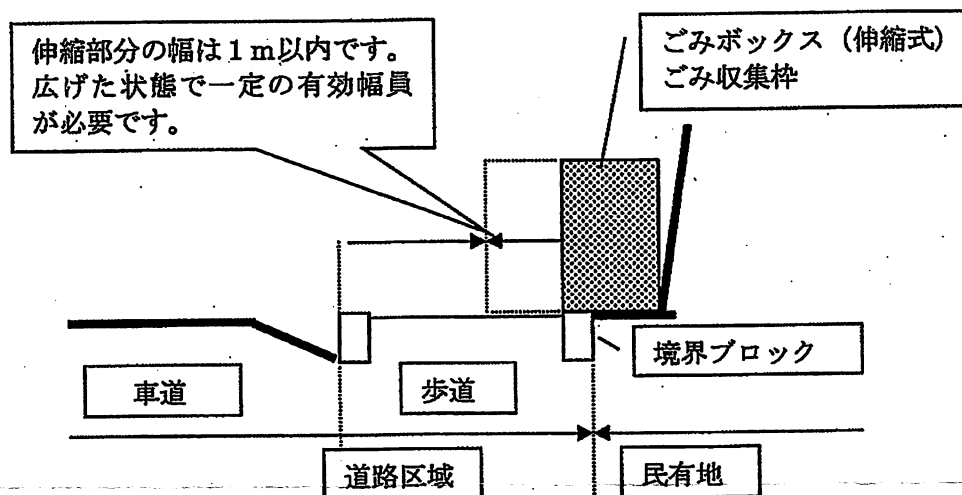
- ① 箱状又は伸縮式のごみボックス、ごみ収集枠を、道路法面の平場で道路の構造上支障がないと認められる箇所。

法面の平場にごみボックスを設置するときは、法傾斜部分まで一定の平場を確保するなど落下等のないようにする必要があります。(下図参照)



- ② 伸縮式のごみボックス又はごみ収集枠を折りたたんだ状態で、民有地と道路との境界ブロック上の道路交通に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる箇所。

伸縮部分の幅が1メートル以内であり、ごみ収集日にごみを収集するまでの間、伸縮部分を広げた状態で道路を安全に支障なく通行することができるよう一定の有効幅員を確保することが必要です。(下図参照)



- ③ ①②以外の箇所であっても、道路交通や雨水の排水等に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる箇所など、占用許可できる場合があります。(詳しくは、各区維持管理課にお問い合わせください。)

◆ 申請及び問い合わせ先

中区維持管理課	〒730-8587	中区国泰寺町一丁目4番21号	Tel (082) 504-2577 (直通)
東区維持管理課	〒732-8510	東区東蟹屋町9番38号	Tel (082) 568-7739 (直通)
南区維持管理課	〒734-8522	南区皆実町一丁目5番44号	Tel (082) 250-8956 (直通)
西区維持管理課	〒733-8530	西区福島町二丁目2番1号	Tel (082) 532-0946 (直通)
安佐南区維持管理課	〒731-0193	安佐南区古市一丁目33番14号	Tel (082) 831-4957 (直通)
安佐北区維持管理課	〒731-0292	安佐北区可部四丁目13番13号	Tel (082) 819-3941 (直通)
安芸区維持管理課	〒736-8501	安芸区船越南三丁目4番36号	Tel (082) 821-4933 (直通)
佐伯区維持管理課	〒731-5195	佐伯区海老園二丁目5番28号	Tel (082) 943-9737 (直通)

道路は、広く、正しく、きれいに使いましょう！

◆ 道路はみんなのものです ◆

道路は、一般公衆の自由な通行の用に供することを目的として設けられた施設であり、私たちの日常生活にとって欠くことのできないものです。また、大切な公共空間として、震災時の避難路、火災時の消防活動の場となるなど大きな役割を果たしています。

このような道路に、むやみに物を置いたり工作物を設置した場合

●通行の支障や火災等の際の緊急活動の障害

●交通事故の原因

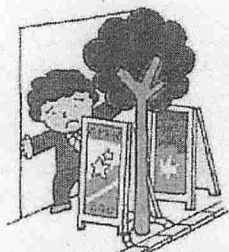
●生活環境や都市の美観を阻害する

などの弊害をもたらし、みんなが迷惑します。

このため、道路に物を置くことは法令（道路法）で禁止されており、これを侵した場合は、置いた人の責任も問われかねません。

禁止されている使い方

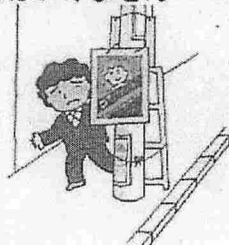
置看板を路上に
置いてはいけません



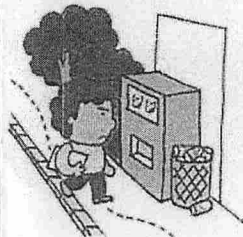
商品を路上に陳列しては
いけません



はり札等を路上の電柱など
にはったり、立て掛けたり
してはいけません



自動販売機やゴミ箱を路上に
設置してはいけません



ごみボックスの設置について

道路上への物件の設置は、道路法で禁止されていますが、ごみボックスについては、平成25年8月に国から道路占用許可を受けた場合に限り、設置を認めるという見解が示されたため、広島市では、平成27年4月以降、国の考え方に沿って、ごみボックスの設置改善に取り組んでいます。

◆申請、許可が必要

市の道路占用許可は、道路交通に著しい支障を及ぼすことがないかなど、一定の基準に適合している場合に限り、認められることになっていますので、道路上にごみボックスを設置している場合は、必ず該当区の維持管理課にご相談ください。

◆お問い合わせは、下記の区役所維持管理課へ

中区維持管理課 (082) 504-2577	安佐南区維持管理課 (082) 831-4957
東区維持管理課 (082) 568-7739	安佐北区維持管理課 (082) 819-3941
南区維持管理課 (082) 250-8956	安芸区維持管理課 (082) 821-4933
西区維持管理課 (082) 532-0946	佐伯区維持管理課 (082) 943-9737

ご存知ですか！？

ごみステーションの管理用具の貸与と ごみボックス購入等の補助金について



利用に当たっては、まず、**本市までご連絡ください。**(連絡先は裏面)
場所によって条件等が異なるため職員が説明等に伺います。

広島市では、10世帯以上が使用する屋外のごみステーションを対象として、
ごみステーションの管理用具の貸与とごみボックス購入等の補助金交付の制度を
設けています。

(管理用具の貸与・ごみボックス購入等の補助金は、いずれか1回のみ利用できます。)

1 広島市ごみステーションの管理用具の貸与制度

防水シート



カラスよけネット



防水シート・カラスよけネットは 約10世帯用と約20世帯用があります。

ごみ収集枠(折畳み式)



ごみ収集枠は 約10世帯用と約15世帯用があります。(形状等は変更する場合があります。)

2 広島市ごみボックス購入等の補助金交付制度

(1) 補助の対象

ごみボックスの購入、製作又は修理に係る経費(設置費用を含む。)

※ごみボックスの種類については、広島市が特定の商品を推奨することはできませんので、
設置場所等を考慮のうえ、使用される方々でごみボックスを選定してください。

(2) 補助金額

限度額は5万円です。ただし、3万円以下は全額、3万円を超える場合は3万円を超える額
の2分の1を加算します。(千円未満は切り捨て。)

※補助金交付制度を利用する場合、ごみボックスの購入等の時期は、補助金交付決定の後に
購入等をする必要があります。決定前に購入等をしたものは補助の対象にはなりません。

3 受付期間

ごみステーションの管理用具の貸与については、随時受け付けていますが、ごみボックス購入等の補助金の交付については、業務第一課又は所管の環境事業所へお問い合わせください。



お問い合わせは、お住いの区を所管する環境事業所又は業務第一課までご連絡ください。

連絡先	所在地	電話番号 (FAX)	所管区域
中 環境事業所	中区南吉島一丁目5-1	241-0779 (241-1407)	中 区 東 区
南 環境事業所	中区南吉島一丁目5-1 (※南工場建替の間、中環境事業所と 同一の所在地に移転しています。)	286-9790 (286-9791)	南 区
西 環境事業所	西区商工センター七丁目7-1	277-6404 (277-6406)	西 区
安佐南 環境事業所	安佐南区伴北四丁目4013-1	848-3320 (848-4411)	安佐南区
安佐北 環境事業所	安佐北区可部町大字中島1471-8	814-7884 (814-7894)	安佐北区
安芸 環境事業所	安芸区矢野新町二丁目3-18	884-0322 (884-0324)	安 芸 区
佐伯 環境事業所	佐伯区海老園一丁目4-48	922-9211 (922-9221)	佐 伯 区
業務第一課	中区国泰寺町一丁目6-34	504-2220 (504-2229)	全 市

この情報は広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp>)にも掲載しています。

《掲載場所》 トップページ > くらし・手続き > 家庭ごみ・環境 > ごみステーション > 広島市ごみステーションの管理用具の貸与制度及び広島市ごみボックス購入等補助金交付制度

